

池田としえ

新型コロナワクチン決して報道されない空前の死者数と日本、世界で起こっている裁判等に迫る！

質 問 1

現在の新型コロナワクチン接種後の副反応件数と重篤者の男女の数と死亡者数。

★答 弁 1

★令和4年2月18日の厚生労働省の第76回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の報告では、現在、日本で承認されている3種類のワクチンの合計となりますが、新型コロナワクチン接種の副反応疑いの報告数は男性で8,782件、うち重篤報告数は2,556件、女性についてはそれぞれ、22,361件と3877件。死亡事例は男女合わせた数字で、1,474件。

重篤というのはある意味心身ともに疲弊し、いつ死んでもおかしくない状態との危機管理が必要で、重篤者は男女合わせると日野市議会でしたら3人当選させるような数で会派まで組めます。死亡者だけでなく現在苦しむ被害の方も心配です。

質 問 1 - 2

5～11歳の子供に対しての接種のデメリットと子どもに接種する、mRNAワクチンは現在流行のオミクロン株に有効か？

★答 弁 1 - 2

★国内における5～11歳の小児の新型コロナウイルス感染症は、中等症や重症例の割合は少ないものの、オミクロン株流行に伴い新規感染者が増加する中で、重症に至る症例数が増加傾向にあること、感染者全体に占める小児の割合が増えていることが報告されている。また、基礎疾患がある小児では、新型コロナウイルス

スに感染することで重症化するリスクが高くなるといわれている。

★デメリットである副反応につきましては、12歳以上の方と同様、接種部位の痛みや倦怠感、頭痛、発熱等、様々な症状が確認されていますが、ほとんどが軽度または、中等度であり、回復していること、現時点で得られている情報からは安全性に重大な懸念は認められていないとされている

★5～11歳を対象に使用できるファイザー社製ワクチンについては、オミクロン株が流行する前のものであり、小児における、オミクロン株に対するエビデンスは必ずしも十分ではありません。（下線は池田が編集）

★新たな知見が得られ次第、速やかにお知らせするとされている。

ウイルスは早いスピードで小変異を繰り返します。ですからスパイクの型が合致せずにまともに効かずに、何回打っても感染は止まらないわけです。これはノーベル賞受賞者の本庶先生が言っているようにRNAウイルスとワクチンの関係性を端的に顕わしている答弁にありましたように、生徒に配布された資料を観ましても、ワクチンの効果として「オミクロン株が出現する前のデータです」と但し書きがあります。これとても小さな字でわかりにくいのですがもっと大きく表記すべきです。それとコミナティ筋注・ファイザーワクチンの最新の添付説明文書観ますと、「12歳未満を対象とした臨床試験は実施していない」と書いてあります。やってみないと何が起こるかわからないという事です。コロナにかかってもほとんど死亡者はおろか重傷者も出ていない、しかし、ワクチン接種してわずか4時間後に死亡した鎌倉市の生徒の事例をはじめ、死亡者重傷者が出ている。これ以上私たちの子供を危険な目に遭わせないで欲しいと切望いたします。

https://www.info.pmda.go.jp/go/pack/631341DA1025_1_10/

再質問

5歳から11歳の子どもに対して、通知を個別送付したのはなぜか？

再答弁

★国は、12歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象としないこととしている。（予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第45号 令和4年2月21日公布））

★しかし、予防接種法第8条において、市町村長は予防接種の対象者に対して、臨時の予防接種を受けることを勧奨するものとするとされており、対象者が16歳未満の者である時はその保護者に対し、勧奨するものとされている。

★市では勧奨義務に基づいて、対象となる方へ個別の通知を送るほか、広報紙やインターネットなどで接種を呼びかけるなど、取り組んでいる。

★なお、お知らせの中ではワクチンの接種は、強制ではないことを周知している。

国は自らは勧奨しないとしながら、自治体には勧奨せよと法律で定めているという回答ですか？この二つの姿勢は誠に齟齬があると解釈されます。国にそのあたりの状況を確認してほしいです。よろしく願いいたします。子宮頸がんワクチンの時から10年以上私なりに学んでまいりましたが基本定期接種で努力義務を課された場合にのみ勧奨送付をするというのが筋道です。

質 問 1 - 3

既に接種が始まっている中学校生徒等の欠席・早退・遅刻・保健室登校等

答 弁 1 - 3

★日野市では、令和3年8月16日に、12歳から15歳を対象としたワクチン接種の予約受付を開始し、翌日から接種が始まりました。生徒が接種を希望した場合、接種をする診療機関への申し込みは、各御家庭で行なっています。そのため、日野市立学校では、ワクチンを接種した生徒の名前、人数を把握しておりません。

★生徒がワクチン接種後の副反応により体調不良が生じ、登校ができなくなった場合についてです。ワクチンの副反応により登校ができないと申し出があったときは、学校では「欠席」の扱いにはせず、「出席停止」としています。よって、欠席の数に影響が現れることはないと考えております。

★続いて、保健室の利用状況についてです。保健室の利用状況や、その内訳についての記録の仕方は、各校で異なっており、また日野市教育委員会への報告も義務づけておりませんので、日野市育委員会では把握をしておりません。

★出席停止の扱いについてです。ワクチン接種後の副反応によるものについては出席簿の記録上、「新型コロナウイルス感染症対応」として扱っています。この中には、新型コロナウイルス感染症の陽性者、濃厚接触者他、コロナ感染不安などにより登校できない生徒の数も含まれており、ワクチン接種後の副反応により出席停止となった生徒数のみを算出することはできません。

★児童・生徒がワクチン接種を受けるかどうかは、本人の意思と各御家庭の判断に任されており、日野市教育委員会事務局や日野市立学校では、ワクチン接種に関わるデータを集計することはしておりません。よって、ワクチン接種と出席停止者数の増減との関連についても分析はしておりません。

先ほど来からの答弁は、いかに生徒の日常の変化を知らないようにしようという配慮が感じられる答弁であると思えます。自治体で「その保護者に勧奨する」との姿勢だと答弁しているのですからそこに対する配慮はもっとあって然るべきです。分析は生徒の健康管理上も必要不可欠と考えます。よろしいですね？さて先ほどの答弁で、

ワクチンの副反応により登校ができないと申し出があったときは、学校では「欠席」の扱いにはせず、「出席停止」とのことで、令和3年の8月16日受付開始で翌日17日に接種始まりましたから、接種翌月から、9月の「出席停止」の数を前年、令和2年の同月の

「出席停止」と調査比較してみますと、中学8校のうち令和2年9月出席停止数34対令和

裏面あり

3年9月出席停止数2928で突出して出席停止の数に差異がございます。驚いて調べを勧めますと、別の学校14対2029・69対1926・8対1047・34対2868・82対2600・65対3164・9対1174。

他の月はいずれも0～一桁、多くても二桁です。想像を絶する出席停止数となっておりますので、ぜひ分析をお願いしたいところです。昨年の9月あたりの感染者数など見ても特段全国的に爆発しているように全く増えていません。むしろ終息に向けるような検査数と陽性者数です。

<https://toyokeizai.net/sp/visual/tko/covid19/> (カーソルを一年前に動かす)

学校をお休みする、これは学校だけではなく社会に出て、休む時も体調不良とか忌引きとか必ず理由を伝える習慣は当たり前にあるはずですので、きちんと把握分析して欲しいし、するべきだと思います。よろしく願いいたします。

質 問 1 - 4

先行して接種している国でのブースター接種後の状況と。その以前の死亡者の状況と日野市の場合はどうか？

答 弁 1 - 4

★日野市での追加接種後の死亡件数と初回接種後の死亡件数につきましては、国からの情報提供では、令和4年3月現在、それぞれ、1件ずつで、合計2件となっております。

★国の審議会では、いずれのケースでも現時点で、情報不足等によりワクチンと死亡との因果関係が評価できないものとされております。

一部の善良な医師からの報告だけでもワクチン接種後の近接性の高い副反応報告だけでも死亡者が1474人に上ります。医師は自分のやった行為が死亡に繋がるなど認めたくないというのが本音ですから上がってくる数は圧倒的に少ないとも考えられます。年間

の超過死亡を調べますと2021年度フルシーズンは前年の2020年と比較して67745人増加しています。死亡者が。2021年の新型コロナの死亡者は3466人と発表されています。2021年は同程度としても超過死亡が多すぎます。この年は幅広く全国民に対してワクチン接種したイベント以外、津波や地震などの天災はございませんでした。死亡者に関しては、接種後数時間に当日お亡くなりになられても因果関係不明（**図表示**）ですのでこれからも接種後に起こる副反応は因果関係不明で片づけられてしまうことは容易に判断できます。それではいくら万が一の時には補償が出ますと言っても絵に描いた餅です先ほど申し上げたように遺伝子は変異していて効果が無いだけではなく被害に遭っても因果関係不明。これを私たちの大事な子どもに接種させていいものでしょうか？

質 問 1 - 5

逆転写等の論文に関して

答 弁 1 - 5

★論文につきましては、把握しておりません。

★厚生労働省のQ&AによりますとmRNAワクチンで注射するmRNAは短時間で分解されていき、mRNAワクチンから逆転写し、人の遺伝情報であるDNAに組み込まれるものではないとの説明がございます。

このmRNAは私たちの身体に「抗体」を作るために一時的に体内へ入れることが目的ですぐに分解されるから安心だと、長時間存在するとまずいという事の裏返しです。このコロナウィルスの情報が私たち人間のDNAに逆転写され組み込まれてしまっは大変だからです。ところが本年2022年2月25日に公開されたスウェーデンの研究論文で、日本人の肝臓の細胞を使って実験ファイザーのコロナワクチンに含まれるmRNAがわずか6時間でヒト肝細胞の核に入り細胞内でDNAに逆転写されることが世界で初めて実証されました。

<https://www.mdpi.com/1467-3045/44/3/73/htm?s=09>

Intracellular Reverse Transcription of Pfizer BioNTech COVID-19 mRNA Vaccine
BNT162b2 In Vitro in Human Liver Cell Line

『ヒト肝細胞株におけるinvitroでのファイザーBioNTechCOVID-19mRNAワクチン
BNT162b2の細胞内逆転写』逆転写されてしまったら一体どうなるのか？

- ・スパイクタンパク質を永久的に作り続ける
- ・過剰な免疫誘導が繰り返されると自己免疫疾患や癌のリスクが高まる
- ・子や孫へと世代を超えて永続的に受け継がれる

つまり自分のDNAの一部となって存在しそれが永続的に続く可能性があるということです。重症者も死者もほとんどいない状態で、未来に不安を残す可能性が実証されたこのワクチンを打つ必要があるかどうかは答えが出ると存じます。今この時に起こっているのは人類がかつてない、不用意なワクチン接種により、自らの遺伝子が書き換えられるという人類史上初の時を迎えているという事です。

質 問 1 - 6 - 1

さて、次の質問に入る前に保護者宛に配布された資料に基づき確認しますが、現在使っているワクチンの効果に関してはオミクロン株以前のもの2019年～2020年型の、（いわゆる）新型コロナウイルスに関する効果だと確認しました。それは間違いありませんね？

答 弁 1 - 6 - 1

★そのように認識しております。

質 問 1 - 6 - 2

予防接種法の第七条にある「新型コロナウイルス感染症」の定義では、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」と規定されています。そこには具体的なウイルス名の表記はありませんしかし、ご存じの通り、現在問題になっているオミクロン株は、2021年11月24日に南アフリカからWHOへ最初のオミクロン株感染例が報告されたものです。これは、第七条の「新型コロナウイルス」の病原体の定義とは別物であると考えざるを得ません。これについての答えをください。これが一つ。

そして、第二条の「予防接種」の定義は「疾病に対して免疫の効果を得させるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種することをいう。」

疾病の予防に有効であることが確認されていることも同時に規定しているわけです。

効果がわからないものは第二条の「予防接種」の定義とは異なると思いますが、この見解をお答えください。

果たして、今接種を進めているワクチンは第七条の予防接種法に則っている物と言えますか？

第二条に適合する証拠がない、有効性が確認されていないこのワクチンを現段階で子供たちに打つ行為は法に則った合法的な安全な行為と言えますか？以上二つ回答をください。

答 弁 1 - 6 - 2

★厚生労働省のQ&Aでは、一般論として、ウイルスは絶えず変異を起こしていくもので、小さな変異でワクチンの効果がなくなるというわけではないとされており
ります。

★5～11歳の小児に使用するワクチンについては、12歳以上の方と同様に、中和抗体価の十分な上昇や発症予防効果が確認されているとされております。

★また、オミクロン株などの変異株に対するワクチンの有効性がどのくらいあるのかについても、厚生労働省においても、確認が進められています。

★以上のことから、現在接種を進めているワクチンは、予防接種法附則第7条で規定する新型コロナウイルスに有効なものであると認識しております。

現在はオミクロン株だと執行部自ら断言しています。オミクロン株は南アフリカからWHOへ最初のオミクロン株感染例が報告されています。中華人民共和国からではありません。私の指摘は間違っていますか？また有効性は「厚労省においても確認が進められている」段階だと自ら述べているわけですから、有効であることが確認されているわけではなく、法に規定された内容をクリアしていないと判断されます。ここをお答えください。しかもファイザーの説明書にはいまだ12歳未満を対象とした臨床試験は実施していない。これから結果が出てくるというのは法が要求している中身とは全く違うという事を自らが告白しているという事ではないですか？日野市の大事な子どもたちをその実験に使うという事ですか？ならばその実験が終わった段階まで結論が示されるまで待ってください。日野市の子供を実験に使わないでください。お願いしますよ。先の指摘2つの回答をズバリ端的にください。

この3月2日米国にてファイザーのワクチン治験データが裁判所命令で公開され1291種の有害事象があることが判明しました、この事実をFDA（アメリカ食品医薬品局・日本の厚労省に当たる）は75年間非公開にしようとしていました。有害事象に該当する人たちは42,086人、有害事象から回復していない人たちが、なんと11,361人です。回復したけど後遺症がある人（永続的な後遺障害が残ってしまった人）が、520人、そのうちの死亡が1223人で2.9%、約3%にも上ります。すべて合わせると、有害事象が出た人

のうち実に31%の人は、回復できないでいる人が死亡ということになります。

ファイザー社は、こうした重大な情報を隠しながら、昨年度の11月20日に、厚生労働省に対し薬事申請を行っています。たとえばここに、ALBANIA政府とファイザー社が取り交わした契約書面があります。ファイザー社は、購入者であるALBANIAに対し、いかなる状況においても、ファイザー社は、不法行為（過失を含むがこれに限定されない）契約、またはその他の理由で生じた場合を問わず、当事者またはその関連会社に対して責任を負わないものとし、ALBANIA政府に約束させています。ファイザー社の免責の中には、ファイザー社自身による「不法行為」も含まれています。

皆さん一般的にテレビに影響され、テレビのいう事が正しいと思いこまされるくらいありますがテレビの最大のお客さまはスポンサーです。

質 問 1 - 7

新型コロナ関連で日本や世界で起きている裁判に関して

答 弁 1 - 7

★裁判については、市では把握しておりません。.....

ベルギー・ドイツ・ボスニア・韓国・米国・フランス・オーストリア・英国・カナダ・インド・ニュージーランドなど世界中で裁判が起こっています。日本でも「武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件」も起こっていますがほとんど誰も知りません。第一回公判の時は大勢の人々が東京地裁に集まりましたが、全く報道はされませんでした知る権利を奪われているのです。

※市長に質問

泉大津市においては接種クーポンを一斉送付せずに、5-11歳の対象のお子さんがある世帯に案内はがきを送付し申請制にした。前回12月質問の時にブースター接種への危険性

を訴えてその直後12月16日に接種し19日にはお亡くなりになられた元気な職員を失うという事件も起きています。どうしてもやらなければならないというならばせめて情報をつまびらかにするか接種券の送付に工夫を凝らす必要があると考えますが市長いかがですか？